

基本事件：令和 年（家イ）第 号 調停事件
申立人（基本事件 ）
相手方（基本事件 ）

収入
印紙
500円

秘 匿 決 定 申 立 書

令和 年 月 日

家庭裁判所 御中

申立人（基本事件 ）

上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、家事事件手続法38条の2及び民
訴法133条1項に基づき、秘匿決定の申立てをする。

申立ての趣旨

上記当事者間の頭書事件について、申立人の住所を秘匿するとの決定を求める。

申立ての理由

申立人の住所等について、次の理由があるので、相手方に実際の居住地を知ら
れると社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある。

【※以下の余白に具体的な理由を記載する。秘匿事項が表れないよう注意する。】

よって、申立人は、家事事件手続法38条の2及び民訴法133条1項に基づ
き、申立ての趣旨記載のとおり、秘匿の決定をされたく、本申立てをする。

疎明資料

- 1
- 2